

第2節 壕・柵列によって区画された空間

1. 区画に同時存在したと思われる遺構

調査区北側から検出された壕跡は計3条で、その内、第1号壕跡と第3号壕跡の2条は同時期に存在し区画を構成していた可能性が高い。第1号壕跡と呼称した遺構は、平成6年度調査時の第6号円形周溝と同一の遺構で、調査区からは壕跡の端部が確認されている。第3号壕跡と呼称した遺構は第1号壕跡の北西側に位置し、一部現道に削平されているが、野尻(3)遺跡と野尻(2)遺跡の間に存在する沢に続いていた可能性が考えられる。第1号壕跡の端部と未検出の第3号壕跡の端部の間が区画の出入り口として機能していたものと考えられる。

壕跡は2条共に西側調査区域外に延びているため全容をうかがい知ることはできない。遺構の新旧関係等から現時点で確認できる同時存在と考えられる遺構は、2条の壕跡と2棟の掘立柱建物跡（第1・5号掘立柱建物跡）及び1条の柵列（第1号柵列）で、これらの遺構によって区画が構成されていたものと考えられる。2棟の掘立柱建物跡は2条の壕跡に囲まれた空間に位置し、柵列は第1号壕跡の南側に沿って東西方向に軸を持ってほぼ一直線に検出されている。

壕跡

第1号壕跡はY-182・183グリッド付近でやや鈍角に曲がってコーナーを形成し、一方は第3号壕跡にほぼ平行して北北東方向に、もう一方は西北西方向に延びている。壕跡北北東の軸方向はN-32°-E、壕跡西北西の軸方向はN-80°-Wを示し、交わるコーナーの角度は112°を測る。規模は、確認面で幅2m60cm～3m52cm、底面で幅1m80cm～2m60cm、深さは90cm～1m20cmを測る。断面形状は箱、或いは、逆台形状を呈している。

第3号壕跡は複数の遺構の重複や道路による削平を受けていることもあり、また、そのほとんどが西側調査区域外に存在するため全容を窺うことは困難である。AB-187・188グリッド付近でやや「S」字状に蛇行し北北東から南南西方向に延びていたものと思われ、推定軸方向はN-28°-Eを示す。壕跡が「S」字状に蛇行する要因としては、第7号円形周溝の周溝部分を利用した結果と考えられる。偶然、或いは、必然的に周溝部分が利用されたかどうかについては不明である。規模は、確認面で幅1m70cm～2m10cm、底面で幅1m30cm～1m64cm、深さは82～94cmを測り、第1号壕跡に比べ若干小さい傾向が見られる。断面形状は箱、或いは、逆台形状を呈している。

第1号壕跡と第3号壕跡に囲まれた空間の短軸の距離は約14m、長軸の距離は推定26m（第1号壕跡の端部までを想定した場合）を測り、推定面積は $364\text{m}^2 + \alpha$ である。その他、特徴として、第1・3号壕跡はいずれも人為的に埋め戻されている状況が確認できる。堆積土の状況から、おそらくは短期間に埋め戻されたものと考えられる。また、いずれの壕跡も土塁を伴っていた痕跡は認められない。

掘立柱建物跡

掘立柱建物跡は第1号掘立柱建物跡と第5号掘立柱建物跡の2棟が検出されている。第1号掘立柱建物跡は総数15基の柱穴が検出され、まずは①東西4間、南北2間の総柱の建物跡が想定される。建物跡の規模は東西7m20cm、南北5m60cmを測り、軸方向はN-82°-Wを示している。柱穴の配置からは、南北面に底が付く可能性はほとんど無く、東西面に付く可能性は残している。底が片面に付く場合は②東西3間、南北2間、両面に付く場合は③東西2間、南北2間の建物跡が想定される。南面を接する第1号壕跡との空閑地はかなり狭い。

第5号掘立柱建物跡は第1号掘立柱建物跡の北側、やや第3号壕跡寄りで検出されている。時期が異なる遺構が多い部分で、重複する箇所も多く明確に遺構確認ができなかったこともあり、建物跡を構成していたと思われる柱穴を全て検出することはできなかった。確認できた柱穴から想定される建物跡は南北2間、東西2間と思われ、軸方向はN-30°-Eを示し、第1号掘立柱建物跡とは軸の向きを約70°異にする。軸方向からは、北西側の第3号壕跡及び南東側の第1号壕跡、また第1号掘立柱建物跡を意識して建てたものと思われる。建物の規模は、南北5m00cm、東西3m80cmと推定される。北側にやや軸を異にする柱穴列が見られる。底を有していた可能性、或いは、もう1棟別の建物跡が存在した可能性も考えられる。西面を接する第3号壕跡との空閑地は第1号掘立柱建物跡程ではないが狭い。

柵列

第1号柵列はY~AC-182グリッドに位置し、西北西~東南東方向に延びている。軸方向はN-83°-Wで、第1号壕跡の南側の1辺とほぼ同じ方向を示している。柱穴間の距離は1m60cm~1m80cmで、柱穴の規模は直径26~40cm、深さは25~45cmを測る。東側に接する平成6年度の調査区からは連続するような柱穴は検出されていない状況が確認できると同時に、壕跡に沿って北北東方向へ屈曲するように柱穴が検出されることも見られない。本調査区で完結するものと思われる。

2. 遺構の存続期間

壕跡が造られた年代は、堆積土中に白頭山火山灰を含む前代の遺構である第4・5・7号円形周溝を壊して造られていることなどから、10世紀前半以降が想定される。また、壕跡の埋没年代は、埋め戻し後の壕跡部分を壊して造られている第21竪穴住居跡の住居形態や出土遺物から、11世紀まで下ることは考えられず、10世紀後半が想定される。以上のことから壕跡の存続期間については、10世紀後半の一時期が想定される。

掘立柱建物跡の存続期間については、柱穴からの出土遺物がないため明確には特定することができない。しかしながら、壕跡の軸方向を意識したように柱穴が配置され、建物を構成している状況を見ると、両遺構は同時期に計画され造営されたものと考えられる。掘立柱建物跡が造られた年代は、第1号掘立柱建物跡が、堆積土中に白頭山火山灰を含む第5号円形周溝を壊して造られていることから、壕跡同様10世紀前半以降が想定される。また、明確な柱の造り替えが見られないことや、壕跡の人為的な埋め戻しの状況からは、こちらも10世紀後半のある一時期に利用された建物跡であった可能性が高い。

柵列の存続期間も、柱穴からの出土遺物がないため明確には特定することはできない。しかしながら、第1号壕跡の軸方向を意識して造られていることや、明確な柱の造り替えが見られないことなど、掘立柱建物跡の状況に類似する点が多い。これらのことから柵列に関しても、前述した壕跡や掘立柱建物跡と同時期に造られ機能していた可能性が高いものと推察される。

3. 区画に同時存在した遺構の性格

壕跡からは土器類を始めとした遺物が比較的多く出土しているが、堆積土の状況や相対的な土器の年代観から、それらは埋め戻しの際の土の中に混入していたものがほとんどであることが推定できる。

壕跡に意図的に遺物を廃棄した様子を、現状ではうかがい知ることはできない。このことから、壕跡が機能していた期間はその状態がきれいに保たれ、土器等の廃棄を伴うような行為がこの場所では行われていなかったことが推定できる。また、第1・3号壕跡が西側調査区域外のAC・AD-184グリッド付近で結合し、比較的狭い空間（推定面積 $364\text{m}^2 + \alpha$ ）を形成していたか、結合することなく2重の壕を形成し、別の空間も構成していたかについては不明な点が多くはつきりしない。しかしながら、西側調査区際での各々の壕跡からの直線距離は10m未満と、短軸の空間を構成している14mより短いことが分かる。壕跡の延長線上で交差する推定角度が 82° 前後であることも考慮すれば、前者の可能性が高いものと考えられる。いずれにしても壕跡は、区画を構成し意味を持った空間を造り出すために掘られたものであることは明白である。

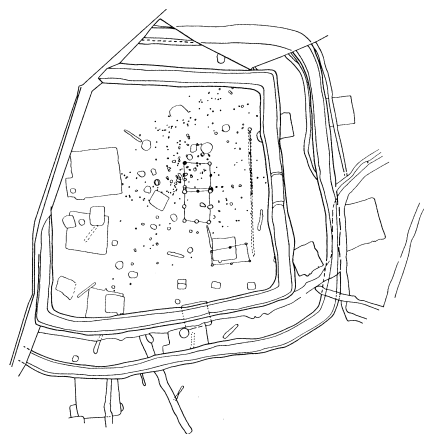
掘立柱建物跡の用途としては、一般的に倉庫・住居・堂・社が考えられる。伴うような遺物の出土もほとんどなく、特に第1号掘立柱建物跡に関しては、総柱による建物跡としての印象が強い倉庫の機能を有していた可能性が考えられるが、壕跡による意図的な区画によって造られた空間に整然と配置された柱穴からは、それ以外の機能を持っていた施設の可能性も否定はできない。住生活や生産活動に関連する遺物の出土が見られないことから、同様なことが考えられる。第1・5号掘立柱建物跡については、前記のいずれの用途も想定が可能であると考えられる。また、壕跡周辺を含めても、廃棄行為等が行われていた痕跡が見つからないことを考慮すれば、神聖な場所に建てられた建造物であった可能性も考えられる。加えて、遺構周辺から律令的な祭祀遺物がほとんど出土していないことからみれば、異系譜の祭祀行為が行われていた場所であった可能性も考えられる。

柵列は壕跡とそれによって区画された空間をさらに外側から二重に分離するための、目隠し塀としての機能を持った施設と考えられる。

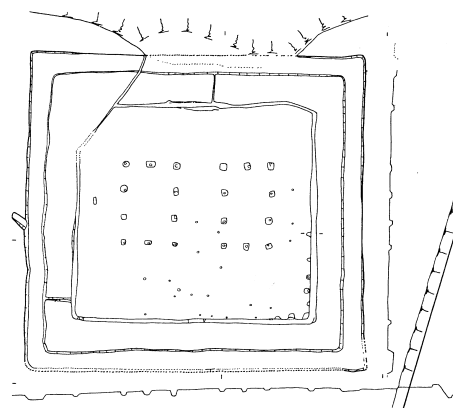
4. まとめ

これらの施設が10世紀後半の一時期、外土塁と内環壕に囲まれた国史跡高屋敷館遺跡の成立前後に機能していた可能性は高く、本遺跡の南方約1kmに位置する山元(1)遺跡では2重壕によって方形に区画された空間・施設が検出されていることから、バイパス路線以外の周辺部にも区画によって分離された空間に類似した施設が時間差を持ち、或いは、同時期に存在していた可能性は高い。

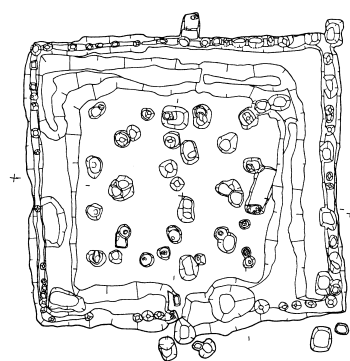
小規模な区画施設と1～数棟の建物跡の組み合わせによる遺構は、近年、発掘調査事例が増えつつある(図130)。これらの施設の集成と類型化の試みは、井上尚明氏によって行われている(井上 2000)。井上氏は、①方形を基調とする小さな区画によって空間を分離し、②内部には区画との空閑地が少ない建物が数棟並び、③生活や生産的な機能が感じられない出土遺物。というような①～③までの特徴を持つものを、神社遺構ではないかと考えている。本遺跡及び山元(1)遺跡から検出された遺構も、それらの特徴をほぼ満たすものと考えられる。本県においても、今後はこれらの施設の性格や機能・用途の解明が重要な問題となってくる。



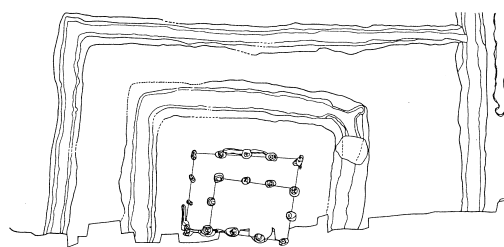
青森県山元(1)遺跡



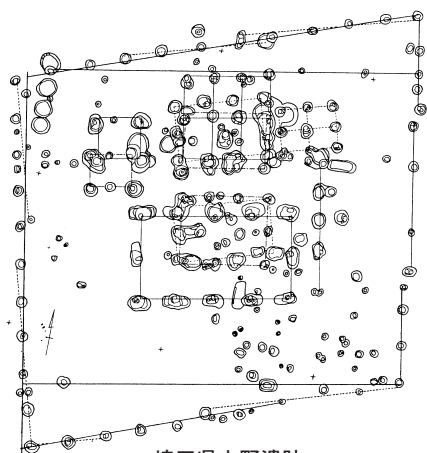
新潟県下国府遺跡



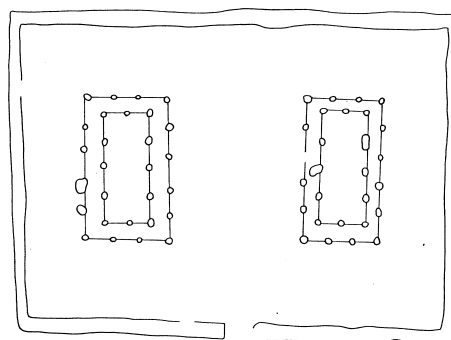
群馬県烏羽遺跡



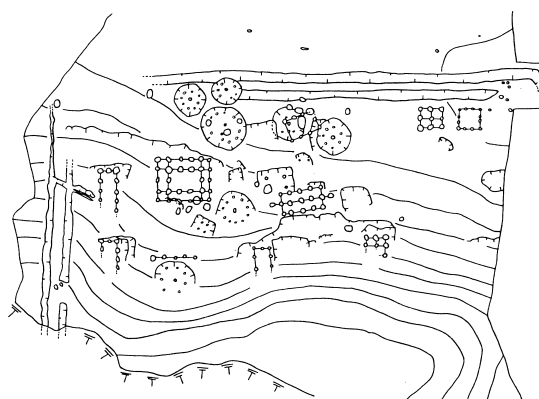
東京都武蔵国府関連遺跡



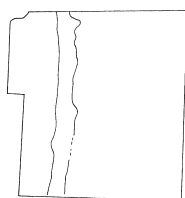
埼玉県上野遺跡



千葉県荻生道遺跡



広島県西本6号遺跡



滋賀県十里遺跡

※遺構の縮尺は不統一

図130 区画と掘立柱建物跡